

## 7. その他の資料

(1) 水道災害相互応援協定	
1) 群馬県水道災害相互応援協定書 -----	157
2) 両毛地域水道事業管理者協議会水道災害相互応援 に関する協定書 -----	160
3) 両毛地域災害用水道接続管位置図 -----	162
4) 太田市管工事協同組合等との災害時における水道 施設の応急復旧の協力に関する協定書 -----	163
5) 加須市との水道事業体間の相互連絡管に関する協定 ---	165
6) 伊勢崎市との上水道相互連絡管による相互応援配水に 関する協定書 -----	167
7) 群馬東部水道企業団施設及び災害時接続管位置図 -----	169
(2) 群馬東部水道企業団給水区域図 -----	170
(3) 応急給水等設備の設置箇所及び設置数 -----	171

## 7. その他の資料

### (1) 水道災害相互応援協定

#### 1) 群馬県水道災害相互応援協定書

##### (趣旨)

第1条 この協定書は、地震、異常湧水その他の水道災害において、群馬県及び県内各水道事業者（以下「会員」という。）が協力して実施する群馬県内及び他の都道府県における相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

##### (組織構成)

第2条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

この協定に関する事項を円滑に推進するため、県内の会員を11地区（以下「地区」という。）に分け、地区を県央、西毛、東毛の3ブロック（以下「ブロック」という。）に分ける。

2 各地区及びブロックには、それぞれ代表都市及び副代表都市を置く。

3 前項の地区代表都市は、群馬県の各保健福祉事務所所在地市町を充て、地区副代表都市は各地区で選任する。

また、各ブロック代表都市及び各ブロック副代表都市は地区代表都市から選出し、県央ブロックについては、前橋市を代表都市とする。

4 群馬県（以下「県」という。）は、各ブロック代表都市と連携を密にし、必要ある場合は、他都道府県及び関係機関への応援要請等の連絡調整を行うものとする。

また、県は県内及び他の都道府県において水道災害が発生し、他都道府県及び関係機関からの要請に基づき、この協定に基づく応援活動を実施する場合は、ブロック代表都市に応援協力の要請を行うものとする。

5 この協定に基づく応援活動のとりまとめ、調整、資料交換等の事務局は、群馬県保健福祉部衛生食品課が担当し、群馬県企業局と連携のもとに行う。

##### (応援内容)

第3条 応援活動は原則として、被災会員の応急給水及び復旧計画に基づき、その指示（様式第1号）に従って作業に従事するものとする。

2 応援活動は、おおむね次のとおりとする。

(1) 応急給水作業

(2) 応急復旧工事

(3) 応急復旧用資機材の供出

3 前項第1号及び2号の作業期間は、原則として7日以内とし、継続する場合は被災会員、応援会員及び県の協議による。

4 他の都道府県等への応援活動は、前各項に準ずるものとする。

(応援要請等)

第4条 応援要請は原則として次の各号により行うものとする。

- (1) 被災会員は、所属する地区の代表都市へ応援を依頼する。
- (2) 地区代表都市は、地区内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、ブロック代表都市に応援を要請する。
- (3) ブロック代表都市は、さらに必要と認めるときは、他のブロック代表都市に応援を要請する。
- (4) ブロック代表都市は、さらに必要と認めるときは、県へ応援を要請する。

(応援要請の手続)

第5条 被災会員が応援要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、電話等迅速かつ正確に伝達できる手段により要請し、後日速やかに文書（様式第2号及び第3号）を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職種別人員
- (4) 応援期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) その他必要な事項

(応援体制)

第6条 応援会員が派遣する職員（以下「応援職員」という。）は、災害の状況に応じ必要な食料、被服、資材等を携行するものとする。

2 応援職員は、応援会員等の名を表示する標識を着用するものとする。

(被応援体制)

第7条 被応援会員は、災害の状況に応じ、応援職員の宿舍の斡旋、その他必要な便宜を供与するものとする。

2 被応援会員は、資機材等の応援を受ける場合、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理するものとする。

(費用負担)

第8条 応援に必要な経費は、法令等に別段定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援給水、応援復旧、応援復旧用資機材に要する費用は、被応援会員が負担する。
- (2) 応援職員の派遣に要する経費は、応援会員が負担する。
- (3) 応援職員が応援業務により負傷し、病気にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。
- (4) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、原則として、その損害が応援業務中に生じたものについては被応援会員が、また、被応援会員への往復途中に生じた

ものについては応援会員がその賠償の責に任ずる。

2 前項各号の定めにより難いときは、関係会員等が協議して定めるものとする。

(応援物資等の調査)

第9条 会員は応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を毎年5月末日までに県に提出するものとする。

- (1) 連絡担当部課等 (様式第4号)
- (2) 応急資機材の保有状況 (様式第5号)
- (3) 応援に従事できる職員数 (様式第6号)
- (4) 水道配管等の標準施工図又はこれに準ずるもの

2 県は前項の調査表を取りまとめ、整理のうえ会員に送付するものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

(訓練)

第11条 会員は、この協定に基づき相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて訓練を実施するものとする。

(実施期日)

第12条 この協定は、平成13年2月9日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書1通を作成し、協定者が記名押印のうえ原本を県が保有し、その写しを各事業体が保有する。

平成13年2月9日

群 馬 県

県内66市町村 2企業団



## 2) 両毛地域水道事業管理者協議会水道災害相互応援に関する協定書

この協定は、両毛地域水道事業管理者協議会（以下「協議会」という。）を構成する、桐生市、足利市、佐野市及び群馬東部水道企業団との間において水道災害時における相互応援について必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第1条 協議会が行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧等に必要な資材の提供
- (4) 作業に必要な車輛及び機械等の提供

2 協議会は、前項に定めるもののほか、特に応援要請のあった事項についても、これに応ずるよう配慮するものとする。

（応援体制の連絡）

第2条 協議会は、災害時の応援が円滑に行われるようあらかじめ連絡担当課を定め、毎年4月末日までに相互に連絡交換するものとし、応援の要請、その他の構成団体（以下「団体」という。）への連絡は、当該連絡担当課を通して行うものとする。

（応援要請）

第3条 災害時において応援を受けようとする団体は、次の事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

- (1) 被害の状況
- (2) 第1条第1項第1号及び第2号に規定する給水量、応援の人数及び期間等
- (3) 第1条第1項第3号及び第4号に規定する品名、規格及び数量等
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) その他必要な事項

（応援活動）

第4条 応援を受ける団体は、対策本部を設け、その中に応援担当の責任者を置くものとする。

2 応援をする団体は、前項の責任者と密接な連携のもとに応援活動を進めるとともに、応援職員の職種及び人数等を明確にするため、応援職員等一覧表を作成し、応援を受ける団体へ送付するものとする。

（費用の負担）

第5条 第1条に規定する応援に要した費用の負担は、法令その他特別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 第1条第1項第1号及び第2号に規定する応援に要した費用は応援を受けた団体の負担とすること。ただし、職員の応援に要した費用（旅費・時間外勤務手当を除く。）は、応援をした団体の負担とすること。

(2) 第1条第1項第3号に規定する応援に要した費用は、応援を受けた団体の負担とすること。

(3) 第1条第1項第4号に規定する応援に要した費用のうち応援期間中の車輛及び器材の燃料費並びにこれらの修繕費は、応援を受けた団体の負担とすること。

(協定期間)

第6条 協定期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了までに協議会いずれの団体からもなんらの意思表示がないときは期間満了の日の翌日から1年間協定期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(既存協定の失効)

第7条 平成18年7月11日付で桐生市、太田市、館林市、みどり市、足利市及び佐野市が締結した水道災害相互応援に関する協定は、この協定の締結日をもって、その効力を失する。

(協 議)

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項は、その都度協議会が協議して定めるものとする。

上記協定締結の証として、本協定書4通を作成し、各団体の長記名押印のうえ、おのおの1通を保有する。

平成28年4月1日

桐生市長

亀山 豊文

足利市長

和泉 聡

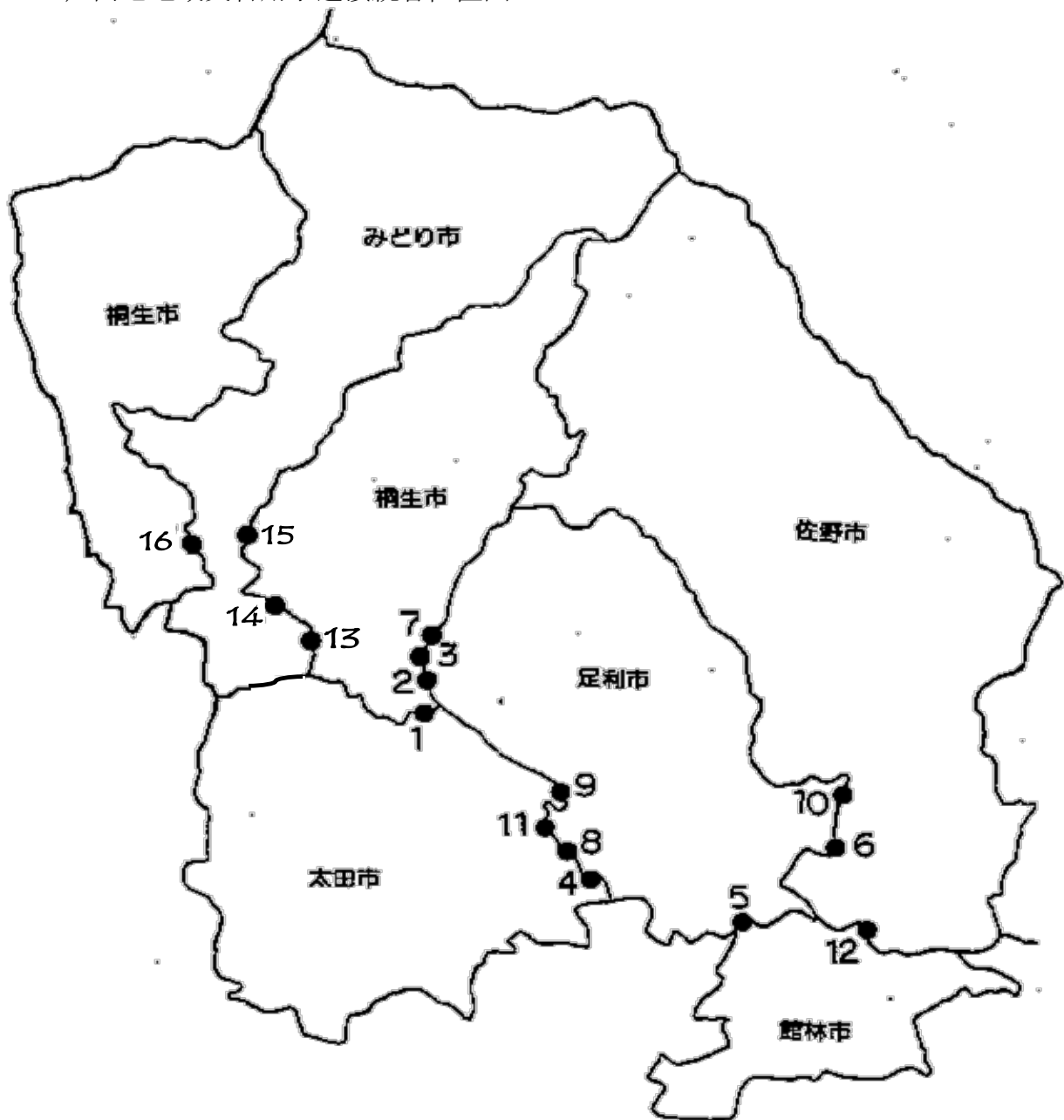
佐野市長

岡部 正英

群馬東部水道企業団企業長

清水 聖義

3) 両毛地域災害用水道接続管位置図



1	桐生市広沢町～ <b>太田市吉沢町</b>	9	<b>太田市市場町</b> ～足利市中川町
2	桐生市境野町～足利市小俣町（境橋）	10	佐野市並木町～足利市稲岡町（稲岡橋）
3	桐生市境野町～足利市小俣町（白髭）	11	足利市南大町～ <b>太田市植木野町</b>
4	<b>太田市沖之郷町</b> ～足利市藤本町	12	佐野市下羽田町～ <b>館林市下早川田町</b> （小羽田橋）
5	足利市高松町～ <b>館林市日向町</b> （足森橋）	13	桐生市広沢町～ <b>みどり市笠懸町阿左美</b>
6	足利市寺岡町～佐野市免鳥町	14	桐生市相生町～ <b>みどり市笠懸町阿左美</b>
7	桐生市菱町～足利市小俣町（入小屋）	15	桐生市川内町～ <b>みどり市大間々町高津戸</b>
8	<b>太田市矢場町</b> ～足利市里矢場町	16	桐生市新里町新川～ <b>みどり市大間々町桐原</b>

※太字は企業団管内の接続

#### 4) 災害時における水道施設の応急復旧の協力に関する協定書

群馬東部水道企業団（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生時における水道施設等の応急復旧工事等（以下「応急復旧」という。）について、次のとおり協定を締結する。

##### （趣旨）

第1条 この協定は、群馬東部水道企業団給水区域内に災害が発生し、水道施設等が被災したとき及び他市町村で発生した災害で群馬東部水道企業団が応援要請を受けたときにおいて、被災住民に飲料水を提供するための水道施設の早期復旧に関し必要な事項を定めるものとする。

##### （協力要請）

第2条 甲は、被災した水道施設等の応急復旧について、乙に協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請を行う場合は、文書又は口頭等により、復旧工事の内容、日時、場所、必要な人員及び資機材等を明らかにするものとする。

##### （協力）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに応急復旧について協力するものとする。

##### （現場指揮）

第4条 甲は、応急復旧に関し必要な現場指揮等を行なうものとする。

##### （事前準備）

第5条 乙は、甲の協力要請に速やかに対処できるよう、組合員の動員体制、資機材の保有状況を把握しておくものとする。

##### （費用負担）

第6条 甲は、乙が応急復旧に要した次の費用を負担するものとする。

- (1) 人件費
- (2) 車両等機材の借上料
- (3) 協力要請により使用した乙の組合員の保有する資材費
- (4) その他応急復旧に要した費用

##### （費用請求）

第7条 乙は、前条の費用について甲の積算基準により算定した額を一括して甲に請求するものとする。なお、費用の算定について特に必要がある場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(労災補償及び損害賠償)

第8条 応急復旧において、乙の組合員及びその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員が加入している労災保険等により補償するものとする。

2 応急復旧により、第三者に損害を与えた場合は、甲乙協議のうえ対処するものとする。

(訓練)

第9条 甲及び乙は、災害発生時における応急復旧を速やかに行えるよう必要に応じて訓練を実施するものとする。

(他市町村の応援要請)

第10条 甲は、他の市町村で発生した災害についても、この協定に準じて乙に協力を要請することができる。

(定めのない事項等の決定)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、そのつど甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定期間)

第12条 この協定期間は、平成28年12月21日から平成29年3月31日までとする。

ただし、期間満了の3箇月前までに、甲乙いずれかの申し出がない限り、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成28年12月21日

締結先一覧

太田市管工事協同組合

館林管工設備協同組合

みどり市管工事協同組合

みどり市水道組合

板倉町指定水道工事店組合

明和町水道組合

千代田町水道組合

大泉町水道指定工事店協同組合

邑楽町管工事組合

## 5) 水道事業体間の相互連絡管に関する協定書

加須市水道事業（以下「甲」という。）と群馬東部水道企業団（以下「乙」という。）は、公の施設の区域外設置に関する協議書（平成31年1月4日締結）第5条の規定に基づき、地震その他の災害等により、甲又は乙の水道施設が被災した場合における緊急時用連絡管（以下「連絡管」という。）の取扱いに関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、加須市水道施設と群馬東部水道企業団水道施設を接続し甲及び乙の水道水の安定供給を確保することを目的とする。

（連絡管の管種等）

第2条 甲の所有する連絡管は、次のとおりとする。

項目	内容
管種	ダクタイル鋳鉄管（NS-E）
口径	φ 1 5 0 mm
連絡管の延長	L= 6 4 7 . 9 m （加須市区間L= 5 0 1 . 5 m） （板倉町区間L= 1 4 6 . 4 m）
連絡管の接続地点	埼玉県加須市飯積字北悪戸43番2地先 群馬県邑楽郡板倉町大字下五箇字上五箇堤外1881番3地先

※設置位置は別紙図面参照

（維持管理）

第3条 前条に規定する連絡管は、加須市水道事業会計の固定資産として甲が維持管理（減価償却及び長期前受金を含む。）を行うものとし、その費用は、連絡管の設置割合に応じて按分<sup>あん</sup>し、甲及び乙がそれぞれ負担するものとする。

（応援配水の開始と終了）

第4条 甲及び乙は、災害等により、給水の応援「以下「応援配水」という。」を受けようとするときは、次の事項を明示した文書によって応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する時は、この限りではない。

（1） 被害の状況

(2) 応援の場所、予定水量及び期間

(3) その他必要な事項

2 応援配水の監視及び終了に伴う接続仕切弁の開閉は、双方が立ち会いの上実施するものとする。

(応援配水量の認定)

第5条 応援配水により受水した水量の認定は、流量計により計測した水量とするものとする。

(費用の負担)

第6条 応援に要した費用は、法令その他特別に定めがあるものを除き、徴収しないものとする。

(応援活動の円滑化)

第7条 甲及び乙は、応援活動の円滑化を図るため、それぞれ担当責任者を置くものとする。

(協議)

第8条 この協定書に定めのない事項については、その都度甲乙の協議により決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和2年2月28日

加須市三俣二丁目1番地1

甲 加須市

加須市長 大橋 良一

群馬県太田市浜町11番28号

乙 群馬東部水道企業団

企業長 清水 聖義

## 6) 上水道相互連絡管による相互応援配水に関する協定

群馬東部水道企業団（以下「甲」という。）と伊勢崎市水道事業（以下「乙」という。）は、上水道相互連絡管により相互応援配水を行うため次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、それぞれの配水区域への配水が不可能な場合、その住民の用に供する目的で上水道相互連絡管（以下「連絡管」という。）を設置し、相互応援配水（以下「応援配水」という。）を行うものとする。

（設置地点）

第2条 連絡管の設置地点は、甲と乙の行政区域境界上を原則とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（維持管理）

第3条 連絡管の維持管理については、甲と乙それぞれが行い、修繕等の費用負担については甲乙協議のうえ決定するものとする。

（応援配水の実施範囲）

第4条 応援配水は、付近住民への飲料水用及び防火用のために行うものとする。

（応援配水の開始）

第5条 甲及び乙は、応援配水の必要が生じた場合は、速やかに連絡を取り合うとともに、事前に応援配水依頼書（様式。以下「依頼書」という。）を提出するものとする。ただし、依頼書を提出するいとまがないときは、口頭で依頼し、後日速やかに依頼書を提出するものとする。

2 応援配水の開始は、甲乙双方が立会いの上実施するものとする。ただし、前項ただし書の規定により応援配水を開始する場合には、立会いを要しないものとする。

（応援配水の期間および配水量）

第6条 応援配水の期間および配水量は、甲乙協議の上決定するものとする。

（使用水量の計算及び通知）

第7条 応援配水を受ける場合の甲又は乙の使用水量は、甲乙協議の上決定するものとする。

2 甲又は乙は、前項の規定により決定した使用水量を1月ごとに集計し通知するものとする。

（応援配水単価等）

第8条 甲又は乙から応援配水する水量の単価は、1立方メートル当たりのそれぞれの前年度供給単価（給水収益を年間総有収水量で除したもの）とし、代価は使用水量に当該単価を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

2 消費税及び地方消費税相当額は、前項に定める使用水量に配水単価を乗じて得た額に、これに適用される消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税の税



率及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

（代価の支払）

第9条 甲又は乙は前条の規定により算出した代価をそれぞれの発行する納入通知書により支払うものとする。

（応援配水の制限）

第10条 甲及び乙は、応援配水を行うことにより通常の配水に支障が生じ緊急を要する場合は、一時的に、応援配水の配水量、配水時間等について制限を加えることができる。この場合において当該制限の内容を速やかに甲又は乙に連絡するものとする。

（水質の確認）

第11条 甲及び乙は、応援配水に際し、連絡管内にある滞留水の排水を行うとともに、残留塩素の有無を判定し、必要な塩素の濃度を確認の上通水するものとする。

（協定の有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、この有効期間満了の1月前までに甲又は乙のいずれか一方の文書による異議の申出がない場合は1年間協定を更新し、以後もこれに準ずるものとする。

（定めのない事項等の決定）

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和3年4月1日

太田市浜町11番28号

甲 群馬東部水道企業団  
企業長 清水 聖 義

伊勢崎市今泉町二丁目410番地

乙 伊勢崎市水道事業  
伊勢崎市長 臂 康 雄



### 7) 群馬東部水道企業団施設及び災害時接続管位置図

みどり市

塩沢配水池  
 神梅配水池  
 高区第二配水池  
 高区第一配水池  
 小平配水池  
 浅原配水池  
 長尾根配水池  
 塩原浄水場  
 塩原配水場  
 桐原配水場  
 瀬戸ヶ原配水池  
 みどり浄水場

鹿田山配水池  
 琴平山配水池  
 藪塚低区配水池  
 藪塚高区配水場

西長岡配水池  
 西長岡ポンプ場  
 新田配水場  
 強戸配水池

渡良瀬浄水場  
 金山山頂配水池  
 金山配水池  
 金山山頂ポンプ場

太田市

西部配水場  
 牛沢送水場  
 利根浄水場

大泉町

第一浄水場  
 第二配水場  
 第五浄水場  
 第三浄水場  
 第一配水場  
 東部浄水場  
 千代田町  
 第四浄水場  
 第三浄水場

邑楽町

中野浄水場  
 第三配水場

館林市

第二浄水場  
 南大島浄水場  
 岩田浄水場  
 明和町

板倉町

北浄水場(廃止、配水場化工事中)  
 西配水場  
 東浄水場  
 南浄水場

#### 災害時接続管一覧

No.	市 町	接続管・口径	市 町	接続管・口径
①	みどり市 大間々町	DIP φ 150	桐生市 川内町	DIP φ 150
②	みどり市 大間々町	ACP φ 125	桐生市 新里町	DIP φ 125
③	みどり市 笠懸町	DIP φ 100	桐生市 相生町	DIP φ 100
④	みどり市 笠懸町	DIP φ 75	桐生市 広沢町	DIP φ 75
⑤	みどり市 笠懸町	DIP φ 100	伊勢崎市 間野谷町	VP φ 100
⑥	太田市 藪塚町	DIP φ 100	みどり市 笠懸町	DIP φ 100
⑦	太田市 吉沢町	DIP φ 100	桐生市 広沢町	DIP φ 150
⑧	太田市 市場町	DIP φ 200	足利市 中川町	DIP φ 200
⑨	太田市 植木野町	DIP φ 300	足利市 南大町	DIP φ 300
⑩	太田市 矢場町	DIP φ 100	足利市 里矢場町	DIP φ 150
⑪	太田市 沖之郷町	DIP φ 100	足利市 藤本町	DIP φ 100
⑫	太田市 南矢島町	DIP φ 100	大泉町 寄木戸	DIP φ 100
⑬	大泉町 朝日	DIP φ 100	邑楽町 篠塚	DIP φ 100
⑭	大泉町 古海	DIP φ 75	千代田町 新福寺	DIP φ 75
⑮	邑楽町 赤堀	VP φ 100	館林市 近藤町	DIP φ 100
⑯	邑楽町 篠塚	VP φ 100	千代田町 舞木	VP φ 100
⑰	千代田町 赤岩	DIP φ 100	館林市 野辺町	DIP φ 100
⑱	千代田町 下中森	DIP φ 150	明和町 大輪	DIP φ 150
⑲	館林市 日向町	DIP φ 150	足利市 高松町	DIP φ 150
⑳	館林市 下早川田町	DIP φ 100	佐野市 下羽田町	DIP φ 100
㉑	館林市 羽附旭町	DIP φ 100	板倉町 岩田	DIP φ 100
㉒	館林市 赤生田本町	DIP φ 100	明和町 上江黒	DIP φ 100
㉓	板倉町 下五箇	DIP φ 150	加須市 飯積	DIP φ 150



(2) 群馬東部水道企業団給水区域図



(3) 応急給水等設備の設置箇所及び設置数

令和3年3月31日現在

応急給水等設備		設置箇所	規格/容量	台数	備考
緊急用浄水装置		太田本所	-	2台	2,000ℓ/h
		みどり市内各小中学校	-	11台	2,000ℓ/h
緊急用飲料水タンク		太田本所浜町倉庫	0.5t	8台	
			1.0t	1台	
			1.8t	2台	
		館林第二浄水場	0.5t	4台	
			2.0t	2台	
		板倉東浄水場	0.5t	2台	
		明和南大島浄水場	1.0t	2台	
		大泉第二配水場	0.5t	3台	
		邑楽第三浄水場	1.5t	1台	
		みどり塩原浄水場	1.0t	1台	
2.0t	1台				
非常時用飲料給水施設 給水栓 (飲料・消火用)		太田市東山公園親水広場	-	4箇所	金山配水池の水を使用
給水車	給水車	太田本所浜町倉庫	2t	1台	
			4t	1台	
		館林第二浄水場	2t	1台	
			4t	1台	
	緊急作業車	太田本所	2t	1台	
非常用保存飲料水		太田本所浜町倉庫	500ml	14,472本	ペットボトル
		館林第二浄水場	500ml	2,808本	
		みどり支所	500ml	1,272本	
		みどり塩原浄水場	500ml	1,416本	
給水袋		太田本所	6L	4,430枚	
			10L	枚	
		館林第二浄水場	6L	6,100枚	
			10L	枚	
		みどり支所	10L	1,800枚	
		みどり市役所教育庁舎	6L	3,900枚	
10L	2,300枚				